豊城区民会館使用方法

豐城区民会館使用規則

- 第1条 豊城区民会館(以下「会館」という)は、区民の共有財産であり、区民は平等 の使用権を有する。
- 第2条 会館の鍵は、管理者(会館管理員 区長 区長代理 書記 会計 環境指導員) が保管する。
- 第3条 会館を使用する時は、使用責任者が所定の「使用申込書」に必要事項を記入し、会館 管理員に提出し許可を受けなければならない。
 - 1 ただし、事前に了解を得た場合は、この限りでない。
 - 2 次の場合は、許可しないこともある。
 - (1) 施設の損傷汚損のおそれのある場合。
 - (2) 風紀を乱すおそれのある場合。
 - (3) その他、管理者が不適当と認めた場合(営利目的等)。
 - 3 会館を使用する場合、次の事項を厳守しなければならない。
 - (1) 備付け備品、丁重に取り扱うこと。
 - (2) 火災予防と戸締りの徹底。(館内は禁煙)
 - (3) 電気、ガス、水道等、元栓の確認と使用中の節約
 - (4) 使用後(椅子、机)の片付けと清掃。(特に台所は重点的にする)
 - (5) ごみは、使用者が持ち帰る(生ごみ、ビン、缶、その他)
 - (6) 使用後は、使用点検簿に所定事項を記入し、使用料とともに鍵を 速やかに会館管理員に返還する。
 - 4 会館備品を館外に搬出使用する場合は、所定の申請書により会館管理員の許可を受けなければならない
- 第4条 各種管理料(使用料)は、別記のとおりとするが、状況により減免することができる。(区、班、組行事は無料、及び奉仕団体の部屋代は無料)
- 第5条 各種管理料(使用料)は、当日又は月末までに会館管理員または、会計に納入するものとする。
- 第6条 すべての管理料(使用料)は、会館維持運営費に充当するものとする。

別記 会館使用料(個人使用、営利、町外使用の区分は撤廃)

1部屋500円2部屋500円3部屋1,000円全室2,500円通夜貸出しない告別式貸出しない机100円椅子50円

コピー 1枚 5円

カラオケ機材 無料(故障時の修理は利用者負担)

冷暖房設備1部屋 無料